

**【電気・ガス料金負担軽減支援】に係る電気料金の特別措置について**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、11月22日に閣議決定された国の「電気・ガス料金負担軽減支援」（以下、「本支援」という）に基づき、当社と電気をご契約のすべてのお客さまについて、国が定める値引き単価を反映して電気料金を算出することとしましたので、お知らせいたします。

敬具

1. 「電気・ガス料金負担軽減支援」の概要

2024年11月に政府が決定した「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策です。毎月の電気料金請求書に直接反映する形で料金の値引きを行い、電気料金の上昇によって影響を受ける家計の負担を軽減いたします。

2. 対象となるお客さま

当社と電気需給契約があるお客様

※専有部と共有部では値引き単価が異なります。ご注意ください。

3. 適用期間

2025年1月使用（2月検針分）～3月使用（4月検針分）

4. 国が定める値引き単価

毎月の電気料金を算定する中で、本支援において定められている以下の値引き単価を適用して、電気料金を算出いたします。

※「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の決定により、値引き単価は変更になる可能性があります。

対象期間	専用部	共有部
2025年1月使用（2月検針3月請求分） 2025年2月使用（3月検針4月請求分）	▲2.5円/kWh	▲1.3円/kWh
2025年3月使用（4月検針5月請求分）	▲1.3円/kWh	▲0.7円/kWh

例) 専用部 でんき使用量 300kWhの場合

2025年2月～2025年3月検針 300kWh × 2.5円 = 750円の値引き

2025年4月検針 300kWh × 1.3円 = 390円の値引き

4. 国の事業内容に関するお問合せ先

電気・ガス価格激変緩和対策事務局（資源エネルギー庁）[特設サイト](#)

お客さま向け窓口：0120-013-305（受付時間9～17時（年末年始を除く））